

■ 訪問型サービスBに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
1	平成29年2月 総合事業説明会	現状では訪問A・Bともサービス供給量が極端に少なく、奪い合い状態になりかねない。全包括圏域にもれなく事業所がある訳でもないと思う。そのコーディネートはどうなるのか。早いもの勝ち、または事業所がすぐに飽和状態になって年度後半は実質利用不可となりそうで危惧している。	<p><訪問Bについて(訪問Aについては別途記載)> 当初は多様なサービスが不足する状況になることが予想されますが、訪問型サービスBが利用できない場合は、既存のサービスを利用することになる。 今後、市内全域でサービス提供がスムーズになされるよう、担い手の拡充に努めていく。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
2	平成29年2月 総合事業説明会	利用者と提供団体とで結ぶ契約書類はあるか。 ある場合は、市全体で共通の書式ですか。苦情やトラブルの対応窓口は明確になっているか。	<p>訪問型サービスBの利用における利用契約の有無については、各提供団体によって異なるため、市共通の書式等はない。 なお、訪問型サービスBの利用に関する苦情やトラブルの相談窓口は高齢者福祉課となる。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
3	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	訪問型サービスBの利用できる要件とは？ 要介護の方が、草むしりや電球の取替えなどを希望している場合、訪問Bを利用できるか？自費なのにできないとしたら、その理由を知りたい。	総合事業における訪問型サービスBとしての利用要件は、要支援者及び基本チェックリストでの事業対象者が利用となるが、地域の自主によるインフォーマルなサービスのため、非該当の方はもちろん、団体によっては要介護認定を受けた方でも自費により利用が可能。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
4	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	同居家族がいても訪問型サービスBを利用できることを確認したい。 その理由は？	<p>利用できる。 国のガイドライン等にもあるように、住民主体サービスは、ボランティア等の自主による生活支援サービスを活用するもので、その内容や提供範囲等については、既存で行っている活動内容を尊重することとなっている。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
5	平成29年4月10日 片倉ケアマネ交流会	サービスBの利用希望者が増加した場合の対策はあるか。	利用を希望する方が適切にサービスを受けることができるよう、市としても訪問型サービスの提供団体の拡充に努めていく。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
6	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	訪問型サービスAと訪問型サービスBの併用はできるのか？ また訪問型サービスBの事業所を2事業所使うことは出来るのか。	<p>訪問型サービスAと訪問型サービスBを併用することは可能。 また、訪問型サービスBについては、提供している各サービス団体により定められた利用金額を実費で負担していただくため、複数の団体を利用することは可能。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244

■ 訪問型サービスBに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
7	平成29年5月23日 旭町・子安ケアマネ交流会	訪問型サービスBは地域の住民団体を活用するものであるとのこと。 訪問型サービスBのみを御利用する場合はケアマネジメントCを実施するとのことだったが、これまでインフォーマルサービスとして住民団体を利用していた人がこれからも利用を継続したい場合はケアマネジメントを実施しなければならないのか？	住民団体の活動を利用するにあたって、ケアマネジメントCを実施し、必ずしもケアプランを作成しなければならないというわけではない。これまでインフォーマルサービスとして利用していた方については、そのまま利用していただいて構わない。 新規で住民主体のサービスを利用する必要がある場合は、必要な支援の内容やサービス提供団体を利用者へ示す手段としてケアマネジメントCを実施し、ケアプランを作成していただければと考えている。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
8	平成29年5月23日 旭町・子安ケアマネ交流会	訪問型サービスBは現在6団体あるとのこと。 この団体を利用したい、という希望があってもサービス提供圏域外であったりして利用できないことがあるのではないかと？	地域資源の発掘を目的として、平成27年度から生活支援コーディネーターを高齢者福祉課に配置し、地域における情報収集等を積極的に行っているところである。提供範囲が及ばない圏域に団体の立ち上げがされるよう、担い手となり得る住民団体がないかどうか、生活支援コーディネーターを中心に発掘を行っている。 訪問型サービスBの提供団体については、広報で募集を行ったところ、5月時点で新たに参入したいという相談等も5～6件寄せられており、今後も積極的に周知を行っていききたい。 活用できる住民団体やニーズなどの情報があれば、ぜひ高齢者福祉課まで情報提供をいただきたい。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
9	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	地域ケアマネ交流会の開催日時点での、訪問型サービスBの実施予定の事業所数は？	現在、訪問型サービスBの提供団体としてご応募いただき、市で登録している団体は6団体（交流会当日時点）。 団体の情報については、市ホームページで公開している。団体数等、情報は随時更新していく。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
10	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	サービスにあたり、教育内容はどの程度のものなのか？ （教育にあたる講師の経験年数や現場の熟知度などによって問題もあるのでは？）	訪問型サービスBは地域の助け合いによる生活支援サービスであるため、研修の対象は、主に地域でボランティア活動をしている住民である。 そのため、講座内容は、国のガイドラインに基づき、高齢者福祉の概要や個人情報保護、緊急時の対応、衛生管理等の基礎的な知識の習得を目的としたもので、講師は行政職員のほか、大学準教授、在宅介護サービス従事者、市民活動経験者等が行っている。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244